

令和 6 年度廃棄物管理責任者等研修会
動画 1 「事業ごみの基礎」

【スライド 1 枚目】（0 分 0 秒～0 分 1 2 秒）

事業ごみとは何か、ごみの分別・減量がなぜ必要か、事業系廃棄物の適正な排出について説明させていただきます。

【スライド 2 枚目】（0 分 1 3 秒～0 分 1 7 秒）

まず、事業ごみとは何か、詳しく見ていきたいと思います。

【スライド 3 枚目】（0 分 1 8 秒～1 分 5 5 秒）

一般家庭から発生する廃棄物を「家庭ごみ」、事業所から事業活動に伴って発生する廃棄物を「事業系廃棄物」（事業ごみ）と言います。

事業活動とは、商店、会社、飲食店、宿泊施設、工場等だけでなく、病院、学校、市役所など、事業所が行う全ての活動が含まれます。

事業系廃棄物は、さらに「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。

「一般廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、食べ残した物やリサイクルできない紙などにとどまります。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた、20 種類のものをいいます。例えば、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどです。

また、事業所で使う機器や薬品、引き出しの中のペンやホッチキスも産業廃棄物にあたるので、産業廃棄物が排出されない事業所はありません。

そして、事業所から出たごみは、事業者の責任で正しく分別し、排出しなければなりません。

なお、事業系廃棄物の中には、再生利用が可能なもの、例えば紙類、空き缶、空き瓶、ペットボトルなど、数多くありますので、これらは、分別してリサイクルをしてください。

【スライド 4 枚目】（1 分 5 6 秒～2 分 4 2 秒）

先ほど「事業者の責任で正しく分別・排出しなければならない」と説明しましたが、そのことについて、少し法律の話をさせていただきます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（いわゆる廃掃法）において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。また、本市においても、適正処理について条例で規定しています。

簡単に説明しますと、事業所や店舗等から排出される事業ごみは、その事業所や店舗等それぞれに、適切に処理する責任があるということです。

【スライド5枚目】（2分43秒～2分50秒）

次に、本市の事業ごみの現状、課題を説明させていただきます。

【スライド6枚目】（2分51秒～3分41秒）

こちらは、家庭ごみと事業ごみのうち、本市クリーンセンターで受け入れられている一般廃棄物のごみ量の推移です。

グラフの通り、長年にわたる市民・事業者の皆様のご尽力の結果、ごみ量は減少し、平成12年度のピーク時と比べ、半減しています。

コスト面で見ると、ピーク時と比べ、年間128億円の削減となっています。ごみ量が大幅に減っていますが、今後、クリーンセンターの大規模改修の際には、現在3工場で処理しているものを2工場で処理する必要がでることや、本市唯一の最終処分場を少しでも長く使っていくために、今後も更なるごみの減量が必要です。

【スライド7枚目】（3分42秒～3分59秒）

次に、本市のごみ量の内訳です。本市が受け入れているごみは、家庭ごみと事業ごみがだいたい半分ずつです。本市のごみ量を減らすためには、家庭ごみと事業ごみのどちらも減らさなければなりません。

【スライド8枚目】（3分60秒～4分37秒）

事業ごみの現状と課題です。本市が令和4年度に実施した調査の結果では、事業ごみの内訳は生ごみが4割、紙ごみが3割と突出して多くなっています。生ごみのうち手付かず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」が生ごみの半分を占めています。また、紙ごみのうち、新聞、ダンボール、お菓子の紙箱などといったリサイクル可能な紙類が、約3割を占めています。この「生ごみ」と「紙ごみ」をリサイクルに回して、廃棄を減らすことで、更なるごみ減量へとつながります。

【スライド9枚目】（4分38秒～4分44秒）

次に、事業ごみの分別について詳しく見ていきたいと思います。

【スライド10枚目】（4分45秒～5分50秒）

事業所から排出されるごみの種類・品目は、事業の内容によって様々ですが、ここでは典型的な分類事例をご紹介します。

先ほどご説明したとおり、まず、事業ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。産業廃棄物は、廃棄物処理法で指定されているものです。指定されていないその他のごみ全てが、一般廃棄物になります。

一般廃棄物のうち、リサイクル可能な紙類である新聞、段ボール、雑がみの「3品目」は、京都市の条例で分別が義務化されています。リサイクルできない類を取り除いて、古紙回収業者へ引き渡すなど適正なリサイクルに御協力いただきますようお願いいたします。また、右の産業廃棄物の缶、びん等、ほかにもリサイクル可能なものもありますので、現在契約されている収集業者に相談してみてください。

【スライド11枚目】（5分51秒～6分35秒）

次に、ほぼすべての事業所から排出される、プラスチック類について、説明します。ここでは、4点、事例を掲載しています。

1点目、緩衝用の梱包材などに使用される発泡スチロール

2点目、化学繊維を素材に用いた繊維くず

3点目、プラスチックを素材に用いた製品

4点目、プラスチックを素材に用いた容器や包装材

これらは、プラスチック類となり産業廃棄物となります。プラマークの有無にかかわらず、ビニール袋など素材がプラスチックを使用している場合は産業廃棄物となります。

【スライド12枚目】（6分36秒～6分50秒）

産業廃棄物については、産業廃棄物の本市のポータルサイト「京さんぱいポータル」で、排出事業者の皆様にとって役立つ情報を分かりやすく発信しています。ぜひ、ご覧ください。

【スライド13枚目】（6分51秒～7分5秒）

事業ごみの排出ルールについては、「廃棄物の適正処理ガイドブック」や「事業系廃棄物の正しい出し方」などのパンフレットでも分かりやすく説明していますので、こちらも御活用ください。

【スライド14枚目】（7分6秒～7分17秒）

次に、事業所から出る廃棄物の適正な排出と管理に向けた、本市の取組、事業所で取り組んでいただける取組をご紹介します。

【スライド15枚目】（7分18秒～8分27秒）

まず、本市では、大規模事業者に対して、2年から3年に一度、職員が、直接事業所を訪問し、ごみの適正な排出と管理をしていただくための立入調査を実施しています。

立入調査で行っていることは次の4点です。

1点目、事業所のごみの分別状況を確認して、正しい分別ルールを説明しています。「産業廃棄物」や「雑がみ」は、本市クリーンセンターで処理できないことを説明しています。

2点目、ごみの保管状況を確認して適正な保管方法を説明しています。「分別品目」ごとに分けて保管されているか、間違って収集されるおそれはないか、などです。

3点目、廃棄物の管理体制が事業所内で構築されているか。

4点目、それぞれの事業所に応じた提案や助言です。

事業所ごとに出るごみの種類も違えば、保管庫の様子も違うので、できるだけ細やかな提案ができればと考えています。

【スライド16枚目】（8分28秒～8分53秒）

事業所回りをする一方、クリーンセンターでは搬入物検査を実施しています。搬入物検査とは、事業所から排出される事業系一般廃棄物を運び込む収集運搬業者の「パッカー車」から、産業廃棄物等の不適正排出物が混じっていないかを確認する検査のことです。年間130回程度行っています。

【スライド17枚目】（8分54秒～9分20秒）

こちらは実際にクリーンセンターに運び込まれた「不適正排出」に当たるごみです。先ほども説明しましたが、適正な分別と処理の義務は、本来、事業所にあります。「不適正排出ごみ」が確認された場合は、どこの事業所から出されたごみかを判別し、後日、本市職員が事業所を訪問し、分別状況の確認を行います。

【スライド18枚目】（9分21秒～9分55秒）

次に、このような「不適正」なごみが出る原因についてご紹介します。

主な原因は次の5点です。

- ・ごみの種類ごとに適切な収集契約が結ばれていない。
- ・ごみの分別容器の設置状況が十分でない。
- ・ごみの保管場所で、種類ごとの仕切りがない。

また、分別環境が整っていても

- ・そもそもルールを知らない従業員が多くいる。
- ・忙しいので業者に任せている。

といった理由で、ごみの混在が起こっています。

【スライド19枚目】（9分56秒～10分13秒）

適正な分別・処理に向けて、まず、「分別容器・分別表」の設置により、品目を明示することが大切です。また、研修会や講習会、朝礼などの会議の場で、分別ルールを共有することも必要です。

【スライド20枚目】（10分14秒～10分25秒）

事業所内のごみ保管場所等で分別表示に役立つ分別キットは、京都市のこごみネットからダウンロードいただけますので、ぜひご活用ください。

【スライド21枚目】（10分26秒～11分7秒）

また、京都市では、産業廃棄物の適正処理を行っていただくため、廃棄物処理法などの注意すべきポイントをまとめ、自己チェックをしていただけるチェックシートを作成しています。

3Rの取組に関する実施状況の確認なども含め、「さんばいチェック制度」として運用しており、結果が優良だった事業場については、申請していただくと、本市が事業場を審査したうえで、優良事業者として認定し、本市のホームページ上で公表しています。廃棄物指導課で、毎年7月から9月頃にかけて募集をしていますので、ぜひ応募を検討いただければと思います。

【スライド22枚目】（11分8秒～12分29秒）

最後に、皆様にお願いが2点ございます。

まず1点目です。

事業の用に供する部分の延床面積の合計が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、毎年5月31日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などを記載した計画書を、京都市に提出することが条例で定められています。

また、事業用大規模建築物は、対象となる建築物ごとに、建物全体から排出される廃棄物の管理を行い、廃棄物の減量や適正処理の指導、啓発の役割を担う、「廃棄物管理責任者」を1名選任し、選任の日から10日以内に届け出なければなりません。人事異動などで廃棄物管理責任者が交替した場合は、変更後、速やかに「廃棄物管理責任者変更届」の提出が必要です。提出先は、北部又は南部環境共生センターとなります。なお、よく似た名前の届出に「特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更届」がありますが、そちらについては廃棄物指導課が問合せ・提出先となります。お間違えのないよう御注意ください。

【スライド23枚目】（12分30秒～13分19秒）

次に2点目です。

事業者の皆様が、ごみを収集する一般廃棄物収集運搬業者、いわゆる許可業者と契約のうえ、支払われている「ごみ処理料金」には、許可業者の「収集運搬料金」だけでなく、本市がごみを処理するための、「ごみ搬入手数料」が含まれています。この「ごみ搬入手数料」は、許可業者を通して間接的に本市に支払われています。令和7年4月1日から、ごみの処理費用を適正にご負担いただくため「ごみ搬入手数料」を改定しますので、ご理解いただきますようお願いします。なお、ごみ搬入手数料改定後のごみ処理料金については、現在契約されている許可業者にお尋ねください。

【スライド24枚目】（13分20秒～13分25秒）

説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました